

第 7 5 5 号 平成29年6月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

規 則	番 号	頁 数
・ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	23	1
告 示	番 号	頁 数
・ 放置自転車等の保管について	199	2
・ 放置自転車等の保管について	200	2
・ 放置自転車等の保管について	201	3
・ 放置自転車等の保管について	202	3
・ 大和都市計画地区計画の縦覧について	203	3
・ 公示送達について	204	4
・ 放置自転車等の保管について	205	4
・ 放置自転車等の保管について	206	4
・ 放置自転車等の保管について	207	5
・ 放置自転車等の保管について	208	5
・ 放置自転車等の保管について	209	6
・ 放置自転車等の保管について	210	6
・ 放置自転車等の保管について	211	6
・ 放置自転車等の保管について	212	7
・ 天理市火葬場における使用料の徴収事務委託について	213	7
・ 放置自転車等の保管について	214	7
・ 放置自転車等の保管について	215	8
・ 公示送達について	216	8
・ 放置自転車等の保管について	217	9
・ 放置自転車等の保管について	218	9
・ 放置自転車等の保管について	219	9
・ 放置自転車等の保管について	220	10
・ 放置自転車等の保管について	221	10
・ 放置自転車等の保管について	222	11
・ 放置自転車等の保管について	223	11

・ 放置自転車等の保管について	224	11
・ 放置自転車等の保管について	225	12
・ 放置自転車等の保管について	226	12
・ 平成29年第2回天理市議会定例会の招集について	227	13
・ 放置自転車等の保管について	229	13
・ 放置自転車等の保管について	232	13
・ 放置自転車等の保管について	233	14
公 告	番 号	頁 数
・ 指定障害児相談支援事業所の廃止について	22	14
・ 一般競争入札について	23	14
・ 農用地利用集積計画について	24	18
教育委員会	番 号	頁 数
・ 定例教育委員会の招集について	8	19
農業委員会	番 号	頁 数
・ 農業委員会の招集について	5	19
選挙管理委員会	番 号	頁 数
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	3	19
公営企業	番 号	頁 数
・ 平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	19	19
・ 平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	20	20
・ 平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	21	20
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について【公告】	22	20

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成29年5月31日

(平成29年5月31日掲示済)

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「100分の112以上100分の180」を「100分の105以上100分の170」に改め、同項第2号中「100分の92以上100分の112」を「100分の87以上100分の105」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の90」を「100分の85」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の42」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の41」を「100分の38.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成29年5月8日掲示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月8日から平成29年6月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年5月8日掲示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月8日
- 3 移動対象区域
天理市樺本町1489番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月8日から平成29年7月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月9日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年5月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月9日から平成29年7月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月9日揭示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月9日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成29年4月28日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月9日から平成29年10月31日まで

(2) 返還時間

自転車等駐車場の営業時間

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年5月10日揭示済)

天理市告示第203号

大和都市計画地区計画の案を作成するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成29年5月10日

天理市長 並 河 健

- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画
杣之内町元山口方地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
天理市杣之内町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期日
平成29年5月10日から平成29年5月24日まで
- 5 都市計画の案に対する意見書の提出要領
市民の及び利害関係人は意見を提出することができる。市に意見を提出する場合は、住所、氏名、年齢、連絡先、意見及びその理由を記載した文書を市長宛で、平成29年5月24日までに必着で、天理市建設部まちづくり計画課へ郵送または持参すること

(平成29年5月10日揭示済)

天理市告示第204号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年5月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年5月10日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月10日から平成29年7月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月11日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月11日から平成29年7月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月11日揭示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月11日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町192番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月11日から平成29年7月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月12日揭示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月12日から平成29年7月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月12日揭示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月12日
 - 3 移動対象区域
天理市長柄町1314番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月12日から平成29年7月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月15日揭示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月15日から平成29年7月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 5 月16日 掲示済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 5 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 5 月16日から平成29年 7 月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 5 月17日 掲示済)

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 5 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 5 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 5 月17日から平成29年 7 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 5 月18日 掲示済)

天理市告示第213号

天理市火葬場における使用料の徴収事務委託について（昭和62年 8 月1日天理市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月18日

天理市長 並 河 健

本文中「一般財団法人天理市開発公社理事長藤井純一」を「一般財団法人天理市開発公社理事長藤田俊史」に改める。

(平成29年 5 月18日 掲示済)

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月18日から平成29年7月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月19日揭示済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月19日から平成29年7月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月22日揭示済)

天理市告示第216号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保健医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年5月22日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年5月22日揭示済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月22日から平成29年7月23日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成29年5月22日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月22日
- 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町147番地2先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月22日から平成29年7月23日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成29年5月24日揭示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月24日から平成29年7月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月24日揭示済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月24日
 - 3 移動対象区域
天理市田町76番地4先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月24日から平成29年7月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月25日揭示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月25日から平成29年7月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月25日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月25日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年5月25日

3 移動対象区域

天理市櫛本町2534番地4先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月25日から平成29年7月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月26日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年5月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月26日から平成29年7月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年5月29日揭示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月29日から平成29年7月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月30日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年5月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年5月30日から平成29年7月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年5月31日揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年5月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年5月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年5月31日から平成29年8月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月1日揭示済)

天理市告示第227号

平成29年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。
平成29年6月1日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成29年6月8日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成29年6月2日揭示済)

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月2日から平成29年8月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月5日揭示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月5日から平成29年8月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月5日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月5日

3 移動対象区域

天理市川原城町600番地10先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月5日から平成29年8月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成29年5月30日揭示済)

天理市公告第22号

指定障害児相談支援事業所の廃止について

平成29年5月31日付をもって下記の者を、指定障害児相談支援事業所として廃止するので公告する。

平成29年5月30日

天理市長 並 河 健

記

(1) 主たる事業者の名称・所在地

特定非営利活動法人なら福祉会こころ 理事長 松本 年弘

天理市海知町450番地

(2) 廃止に係る事業所名称・所在地

指定特定相談支援事業所 クオーレこころ

天理市海知町450番地

(3) 指定等の年月日

平成29年5月31日

(4) 種別

指定障害児相談支援

(5) 事業の主たる対象者

障害児

(6) 事業所番号

指定障害児相談支援事業所 2970900672

(平成29年6月1日揭示済)

天理市公告第23号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年6月1日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 近鉄二階堂駅北駐輪場新設工事
- (2) 工事場所 天理市 中町
- (3) 工事概要 工事延長 L=60.0m
土木工事
土工 N=1式
舗装工 A=450.3㎡
コンクリート舗装工 A=222.3㎡
排水構造物工 L=128.3m
防護柵工 L=175.8m
建築工事
駐輪場上屋 N=4棟
電気工事
駐輪場電気設備 N=1式
- (4) 工期 平成29年11月30日まで
- (5) 予定価格 33,958,440円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 30,561,840円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において土木一式工事の格付がA1等級ならびにA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表3の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

平成29年6月10日 土曜日

天理市公報

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

近鉄二階堂駅北駐輪場新設工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年6月1日（木）から 平成29年6月12日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年6月1日（木）から 平成29年6月12日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成29年6月14日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年6月21日（水）発送
質問書への回答日	平成29年6月21日（水）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年6月26日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年6月29日（木）発送
入札書到着期限日	平成29年7月5日（水）
開札の日時	平成29年7月6日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年7月6日（木） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表3）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 土木工事に、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に関する学科を修めた者
② 土木工事に、10年以上実務の経験を有する者
③ 土木工事に、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者
⑤ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

（平成29年6月1日掲示済）

天理市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年6月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成29年 5 月10日 掲示済)

天教告示第 8 号

平成29年 5 月15日午後 3 時から 5 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成29年 5 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年 5 月26日 掲示済)

天農委告示第 5 号

平成29年 6 月 7 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成29年 5 月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について
 - 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
 - 議案第 4 号 その他
- ①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成29年 6 月 1 日 掲示済)

天選告示第 3 号

平成29年 6 月 1 日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成29年 6 月 1 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の 1 の数	1, 092	人
6分の 1 の数	9, 097	人
3分の 1 の数	18, 194	人

公営企業

(平成29年 5 月12日 掲示済)

天理市上下水道局公告第19号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 5 月12日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
樫本北第 4 処理分区	樫本町の一部
樫本北第10- 2 処理分区	中町の一部
樫本北第11処理分区	中町の一部
天理北第 1 処理分区	田部町の一部
天理北第 4 処理分区	富堂町の一部
天理北第 9 処理分区	守目堂町・田町・合場町の一部
大和川第 5 処理分区	岸田町の一部

大和川第 8 処理分区	長柄町・西長柄町の一部
-------------	-------------

(平成29年 5 月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第20号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 5 月24日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部

(平成29年 5 月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第21号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 5 月30日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町・西井戸堂町の一部

(平成29年 6 月 1 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第22号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成29年 6 月 1 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成29年 6 月 1 日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 西本設備工業

代表者 西本 誉

住 所 奈良県天理市竹之内町87番地